

国民健康保険料の変更点をお知らせします

▶ 保険年金課 ☎ 042-460-9822

国民健康保険料では、世帯全体の所得が一定基準以下の場合、均等割額が軽減されます。
平成30年度税制改正に伴い、令和3年度から軽減判定に使う所得(軽減判定所得)の基準額が変更になりました。

□ 改正内容

| 現行 | 改正後 | 軽減割合 |
|--|--|------|
| 前年中の軽減判定所得が33万円以下の世帯 | 前年中の軽減判定所得が43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯 | 7割 |
| 前年中の軽減判定所得が 33万円+[28万5千円×被保険者数と旧国保被保険者数の合算数]以下の世帯 | 前年中の軽減判定所得が 43万円+[28万5千円×被保険者数と旧国保被保険者数の合算数]+10万円 ×(給与所得者等の数-1)以下の世帯 | 5割 |
| 前年中の軽減判定所得が 33万円+[52万円×被保険者数と旧国保被保険者数の合算数]以下の世帯 | 前年中の軽減判定所得が 43万円+[52万円×被保険者数と旧国保被保険者数の合算数]+10万円 ×(給与所得者等の数-1)以下の世帯 | 2割 |

※保険料の軽減判定には、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方(旧国保被保険者)の所得および人数も含めます。
※青色専従者給与額または事業専従者控除額は必要経費に算入されません。また、それぞれの事業専従者が当該事業主から受ける給与所得はないものとします。
※65歳以上(令和3年1月1日時点)の方は、公的年金等に係る所得から15万円を控除します。
※譲渡所得の特別控除は適用しません。 ※雑損失の繰越控除を適用します。

75歳以上の方へ

後期高齢者医療保険料の軽減制度が変わります

後期高齢者医療保険料では、同じ世帯の被保険者全員と世帯主の、総所得金額などを合計した額が一定基準以下の場合、均等割額が軽減されます。
平成30年度税制改正に伴い、令和3年度から軽減判定に使う所得(軽減判定所得)の基準額が変更になりました。

□ 改正内容

| 現行 | | 改正後 | |
|---|---------------------------------------|--|------|
| 総所得金額等の合計が下記に該当する世帯 | 軽減割合 | 総所得金額等の合計が下記に該当する世帯 | 軽減割合 |
| 前年中の軽減判定所得が 33万円以下の場合 | 被保険者全員が 年金収入80万円以下で、かつ、その他の所得がない場合 | 43万円+(公的年金または給与所得者の合計数* - 1) ×10万円以下 | 7割 |
| | 上記以外の場合 | | |
| 前年中の軽減判定所得が 33万円+(28万5千円×被保険者数)以下の場合 | 5割 | 43万円+(公的年金または給与所得者の合計数* - 1) ×10万円+28万5千円×(被保険者数)以下 | 5割 |
| 前年中の軽減判定所得が 33万円+(52万円×被保険者数)以下の場合 | 2割 | 43万円+(公的年金または給与所得者の合計数* - 1) ×10万円+52万円×(被保険者数)以下 | 2割 |

※令和3年1月1日時点で65歳以上の方は、公的年金等に係る所得から15万円を控除します。
※世帯主が被保険者でない場合でも、世帯主の所得は軽減を判定する対象となります。
※軽減判定は、当該年度の4月1日(年度途中で東京都で資格取得した方は資格取得時)における世帯状況により行います。
* 公的年金または給与所得者の合計数とは、同じ世帯にいる公的年金等収入が65歳未満の方は60万円、65歳以上の方は125万円または給与収入が55万円を超える被保険者および世帯主の合計人数です。合計人数が2人以上いる場合に適用します。

後期高齢者医療制度について…広域連合お問い合わせセンターへ ☎ 0570-086-519 (IP電話・PHSの方は☎ 03-3222-4496) ▶ 保険年金課 ☎ 042-460-9823

パブリック コメント

皆さんのご意見をお寄せください

市の重要な政策を策定する際に、原案を公表して広く市民の皆さんから意見を求め、いただいた意見を考慮しながら政策を決定します。
※匿名意見は受け付けませんので、意見提出の際は、住所・氏名を必ずご記入ください。
※ご意見には個別に回答しません。

事案名 西東京市駐車場事業経営戦略(案)

▶ 交通課 ☎ 042-438-4057

| | |
|---------|---|
| 策定趣旨 | アスタ市営駐車場を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、西東京市駐車場事業経営戦略の策定を行います。 |
| 閲覧方法 | 6月15日(火)から、情報公開コーナー・市HP |
| 対象 | 在住・在勤・在学者、市内に事務所または事業所がある法人・団体 |
| 提出期間 | 6月15日(火)~7月14日(水)(必着) |
| 提出方法 | ①持参(保谷東分庁舎) ②郵送(〒202-8555市役所交通課) ③ファクス(FAX)042-439-3025 ④市HPから ⑤メール(✉koutsuu@city.nishitokyo.lg.jp) |
| 検討結果の公表 | 令和3年8月(予定) |

みんな知ってる? 防犯標語「いかのおすし」

子どもを犯罪から守るための防犯標語「いかのおすし」をしっかり教えて、犯罪被害に遭わないための意識づくりをしましょう。

【いか】=ついていかない
【の】=車にのらない 相手が知っている人でも、ついていかない、車に乗らない
【お】=大きな声を出す 声をかけられたとき、大きな声でまわりに助けを求める
【す】=すぐ逃げる 「こわいな」と思ったら、大人の人がいるところに逃げる
【し】=大人の人に知らせる 「こわいな」「いやだな」と思ったら、大人の人にすぐ話す
 ▶ 危機管理課 ☎ 042-438-4010

駅周辺では駐輪施設のご利用を

市では「西東京市自転車等の放置防止に関する条例」により、市内の各駅周辺を「自転車等放置禁止区域」に指定しています。

自転車や原付バイクは手軽で便利な交通手段です。しかし、「ちょっとだけ」「お店の前だから」という安易な気持ちで歩道や車道に置くと、歩行者や自動車などの通行の妨げになるばかりでなく、災害・緊急時の活動の妨げにもなります。

この度、(株)アスタ西東京の協力により、田無駅北口【アスタビル敷地内】に新たに駐輪ラックが増設され

ます。
駅周辺に自転車や原付バイクを駐車するときは、利用者一人一人が責任を持って駐輪施設を利用しましょう。

なお、歩道や車道に置いてある自転車や原付バイクは、放置車両として撤去し、保管所に移送します。撤去した自転車や原付バイクの返還には撤去保管料が必要です。

□ 撤去保管料

自転車：2,000円
原付バイク：3,000円
▶ 交通課 ☎ 042-438-4057



違法駐車はみんなの迷惑 駐車場を利用しましょう

違法駐車は、交通渋滞や交通事故の原因となり、救急車や消防車などの緊急車両の通行の妨げにもなります。駐車場を利用するなど、ドライバーの皆さんのご協力をお願いします。



❖ 主な事故原因

- 駐車車両を避けるための進路変更
 - 駐車車両前後の飛び出し
 - 駐車車両による歩行者などの発見の遅れ
 - 駐車車両への衝突(特に夜間)
- ▶ 交通課 ☎ 042-438-4057